

一宮市繊維企業海外販路開拓事業補助金及び繊維企業国際認証更新支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾州産地や繊維事業者が抱える構造的な課題である「海外販路開拓・拡大」と「サプライチェーンの強靱化」に対応するため、産地の強靱化と持続的な成長を図るための事業に対し、予算の範囲内で補助することにより、尾州の繊維産業の活性化を図り、もって、本市産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 物の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所
- (2) 繊維事業者 紡績・撚糸、染色、製織・製編、染色整理、縫製、アパレルなど、繊維産業にかかる分業構造（サプライチェーン）を構成する業種の事業を行うもの
- (3) 尾州産地 愛知県愛西市・あま市・一宮市・稲沢市・犬山市・岩倉市・北名古屋市・清須市・江南市・津島市・名古屋市・弥富市・大口町・大治町・蟹江町・扶桑町・飛島村、岐阜県大垣市・海津市・各務原市・岐阜市・羽島市・瑞穂市・安八町・笠松町・岐南町・神戸町・輪之内町
- (4) 国際認証 サステナビリティに対応するためのトレーサビリティの確保に向け、NPOなどの国際的な機関が認証を行う規格
- (5) 繊維設備 繊維製品を生産または加工する目的で事業所内に設置されたもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 一宮市内に事業所を有する繊維事業者
- (2) 市税の滞納のないこと
- (3) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者及び暴力団等と緊密な関係を有しない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までにを行う次に掲げる事業であって、事業内容は別表に掲げるものとする。

- (1) 国際認証取得事業
- (2) 国際認証取得コンサルタント活用事業
- (3) 海外展示会出展事業
- (4) 海外向け EC サイト運営事業
- (5) サプライチェーン強靱化設備導入事業
- (6) 国際認証更新事業

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であって、別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

3 第1項各号に掲げる補助対象事業の補助金の交付を受けることができるのは、当該年度中に各補助対象事業について、それぞれ1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に掲げる通りとする。

- 2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定により算出された補助金の額の上限は、別表の通りとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を申請する者は、一宮市繊維企業海外販路開拓事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2（その1））
- (2) 事業予算額調（様式第2（その2））
- (3) 見積書（サプライチェーン強靱化設備導入事業については、2社以上の見積りが必要）
- (4) 補助対象事業の詳細がわかる説明書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第7条 市長は、前条による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金等交付決定通知書（様式第3）により、補助申請者に通知しなければならない。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をしたときは、その内容及び付帯条件を補助金交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 補助申請者は、前条による交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、通知を受けた日から5日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定がなかったものとみなす。

(内容変更)

第10条 補助金等の交付申請をした者が第8条により補助金等の交付決定通知を受けた後において事業等の計画変更をする場合には、直ちに補助事業等計画変更届(様式第4)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更届を受け取ったときは、変更内容を審査検討し、第8条による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく変更があると認めるときは、第8条の規定による決定を変更することができる。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等完了報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算額調(様式第5(その2))
- (2) 補助金等交付請求書(様式第6)
- (3) 支払領収書などの支払いが分かるものの写し
- (4) 補助対象事業の詳細がわかる説明書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ実地検査等を行い、補助事業等の実績及び効果が補助金等の交付の決定の目的及びこれに付した条件に適合しているか、否かを調査、検討し、適合すると認めるときは、補助金等の交付金額を確定する。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業の完了を確認した後、交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を前払いにより交付することができる。

(帳簿の備付)

第14条 補助事業者は、当該補助事業等の施行に関し必要な帳簿等を備え、整備しておかなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 第10条第1項又は第11条第1項に規定する書類を提出しなかったとき。
- (3) 補助事業などに関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (4) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団等及び暴力団等と緊密な関係を有する者であることが判明したとき。

(変更決定通知)

第16条 市長は、第10条第2項及び前条により、当該補助金等の交付の変更をした場合は、補助金等変更決定通知書(様式第7)により当該補助事業者等に通知しなければならない。

- 2 前項により変更決定した場合において、第13条により補助金の全部若しくは一部が既に交付され、その額が変更決定額を超えるときは、補助金など返還通知命令書により期限を定めて返還させなければならない。
- 3 前条及び前2項は、第12条の規定により補助金等の交付額の確定があった後においても、同様とする。

(交付の条件)

第17条 第4条第1号により補助金等の交付を受けた補助事業者はその事業を継続する限り、令和12年3月31日まで取得した国際認証の更新を継続しなければならない。

- 2 補助事業者が前項の規定によらず、国際認証の更新を行わない場合は、市長は、その交付した補助金の全部若しくは一部に相当する金額を補助金など返還通知命令書により期限を定めて返還させなければならない。

(財産の取得制限)

第18条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入を得た

場合は、市長は、その交付した補助金の全部若しくは一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査等)

第19条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第20条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和12年3月31日をもって廃止する。